

## 日本版 IRA の概要

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援。</li> <li>個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。</li> <li>企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応。</li> <li>国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。</li> </ul>
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用。</li> </ul>
運用方法・ 運用対象商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に専用の口座を開設。</li> <li>金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。</li> </ul>
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。</li> <li>上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（但し、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く。）。</li> </ul>
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠出時課税、運用時・給付時非課税の TEE 型（T は課税、E は非課税）。</li> <li>個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。</li> </ul>
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。</li> </ul>
制度導入時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を別途。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度の関係整理。</li> <li>現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成。</li> <li>年金原資を現在価値で（改めて課税することなく）新制度に移管できる仕組みなど、現行制度から資産移行を円滑に進める方法の検討。</li> <li>当該制度の管轄省庁の決定。</li> <li>拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。</li> </ul>

「金融税制研究会」作成（japantax.jp 参照）